

Title	南鐐二朱銀の流通について
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1947
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.40, No.3 (1947. 3) ,p.147(39)- 159(51)
JaLC DOI	10.14991/001.19470301-0039
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19470301-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(註1)、(註2) ケインズ「一般理論」一六八―一七一頁参照されたい。紙数の都合でこゝでは解説を省略する。なほケインズは後の論文においてこれら諸動機にもう一つ「金融的動機」を加へてゐる。

(註3) この理由は一般には理解困難であると思はれるので簡単に解説を加へる。例へばこゝに四分利附の額面一萬圓の社債があるとしよう。今後長期利率が年に四分の四分即ち〇・一六分より多くは上らないであらうと豫想されるならば、一萬圓の現金を保有するよりは、その社債を買つた方が有利である。何となれば一年後に長期利率が〇・一六分騰貴して四・一六分になつたとすれば、その社債の價值は、 $\frac{10000 \times 0.04}{0.0416} = 9615$ 圓となり、三八五圓の損をすることになるのである、他方においてその社債から一年間に四分の利子即ち四〇〇圓が得られるから、差引き社債を買つた方が有利である。然るに社債の利率が僅か二分にまで低落してゐるならば、社債の購入が有利なのは今後長期利率の騰貴が年に二分の二分、即ち〇・〇四分以内にとゞまると豫想される場合に限られる。もし〇・〇四分以上騰貴するならば、債社を買はないで現金を保有した方が有利となる。このやうに利率が四分の場合には、〇・一六分だけ騰貴しても、債社からの經常収入によつて資本勘定における損失を相殺し得るのであるが、利率が二分に低下した場合には、それは僅かに〇・〇四分の利子率騰貴を相殺するに過ぎなくなつてしまふ。即ち〇・〇四分以上利率が騰貴すれば資本勘定は損失を蒙ることになる。かくして舊利率の平方たる〇・一六分から新利率の平方たる〇・〇四分を差引いた〇・一二分だけ、資本勘定の損失が相殺される範圍が縮小するわけである。

(註4) 流動性打歩とは、一資産に對する處分権を一定期間に互つてもつことから得られる潜在的な便宜又は安全性のために、人が喜んで支拂はうとする額である。持越費用とは、一資産が、時間の経過によつて蒙るところの消耗、或は費用をいふ(二二六頁)。

(註5) 拙稿「流動性選擇説と信用需要供給説」(三川學會雜誌第三十七卷第十號)を参照されたい。

南鐐二朱銀の流通について

野村兼太郎

用せしめんとしたのであつて、わが貨幣史上重大な變化といはなければならぬ。

南鐐二朱銀といふのは明和九年、即ち安永元年に江戸幕府の發行した銀貨をいふのである。縦八分五厘・横五分の長方形で、その量目は二匁七分五厘である。表面には「銀座常是」とあり、裏面には「以南鐐八片、換小判一兩」と二行に刻してある。所謂田沼意次の悪政の一つに上げられるものである。

周知の如く、江戸時代にあつては、金は兩分朱を以つて算へ、銀は貫匁を以つて計り、金一兩銀六十匁を公定比率としてゐた。しかし實際には金銀の比價はその時々の所の相場を以つて交換されてゐた。然るに今南鐐二朱銀に限り、金と同様に兩分朱を以つて稱し、金同様に使

南鐐二朱銀の流通について

みでよからう。南鐐二朱銀の發行に依つて兩者の混淆が始まつたとい。しかしまたこの時は金銀の稱呼を一つにはしてゐない。南鐐二朱銀の發行に依つて兩者の混淆が始まつたとい。南鐐二朱銀の發行に依つて兩者の混淆が始まつたとい。南鐐二朱銀の發行に依つて兩者の混淆が始まつたとい。

三枚、金壹兩二銀拾貳枚之積、渡方請取方無滯可致通用旨を命じたのは明和四年三月のことである。従つて金銀併用の始まつたのは、明和四年としなければならぬ。しかしまたこの時は金銀の稱呼を一つにはしてゐない。南鐐二朱銀の發行に依つて兩者の混淆が始まつたとい。

この五匁銀に對する世上の評判は甚だよくなかつた。本來ならば、金一兩につき銀六十匁なら、五匁銀十二枚で金一兩になり、何ら問題となるべき筈がない。しかし實際の相場は明和三年頃に金一兩が銀六十二匁七分から三匁六七分であつたから、民間では強制的に六十匁にされることを嫌つたのであらう。殊に一般に金銀の相場が立ち、それに據る流通が慣習となつてゐた商業界においては、その自由を失ふことをいやがつたのであらう。恐らく五匁銀についても、實際には計量して使用してゐたのであらう。

かうした不評にも拘らず、幕府は引續き安永元年まで五匁銀を鑄造し、さらに同年それをより徹底させた二朱銀判を發行したことは前述の如くである。その理由は幕府の財政救済策にあつたのであらうが、又田沼の外國貿易政策とも關係がある。彼が支那商人を通じて俵物を輸出し、金銀の輸入を策したことは人のすでに知るところである。これらの銀が二朱銀に鑄造されたのであるといふ(辻善之助「田沼時代」三二二頁以下)。しかし今ここで問題としてゐるのは、その點でなく、二朱銀の實際界における流通がどうであつたかといふ問題である。

二朱銀に對する後世の批判は甚だ區々であり、一方二朱銀を物價騰貴の原因とし、幕末金流出の元をなしたといひ、他方二朱銀は品質純良で、携帶使用に便利で、一般に氣受けがよかつたともいふ。しかし大體において悪評である。何れも周知のものであるが、今その二三を擧げて置く。

「下駄屋甚兵衛書上」(天明七年)
「廿年以來諸色高直に相成候儀は、貳朱銀出候てより西國方金相場段々下直に相成候、大阪表にて其以前金兩に付六拾匁より七拾貳三匁迄高下御座候處、唯今にては五拾匁五拾五六匁相成候故、先年よりは金の位惡敷相成申候、凡金銀は陰陽にかたどり候物とやらん承候、右之直違にて陽衰へ陰盛に相成候道理にて、陽の日影衰陰盛に相成候故、兎角雨天にて水難多御座候……陽之金之位惡敷相成候儀は、貳朱銀・四文錢出來候てより之事と奉存候」

この反對は勿論意味がない。しかし貳朱銀が一般に評判がよくなかつたといふことを裏書し、それが物價騰貴と結びつけられてゐたことが推測される。

中井竹山「草茅危言」卷之五(寛政元年)

「近來東土銀づかいにて銀甚貴く成、上國金相場殊の外直に成たる事、公私とも大に失墜、平民も大戸・中戸迄甚迷惑の事に成たり、是は他に非ず、安永中二朱銀の幣始て銀を金に換て用ひられしより起たる也、元來二朱は便利成者にて、民情に能合て三都に滞り無流布しぬれば、官より益々鑄造有故、僅の年數の内に金數殊の外多く成、其上二朱の位甚量に少し中らざるに、上國にて金價次第に劣りて、一統の差支へと成たり」

と述べ、その對策として二朱銀の量目を増し、「十片を銷して八片とする程成可か、夫にて金一兩六十目の數に叶ふ可」といつてゐる。要するに金銀比價を問題としてゐるに過ぎない。しかし竹山のいふやうにしても、なほその差は甚だしい。もし南鐮二朱判が上記の規定の量目通りあつたとしても、(慶應四年の太政官「貨幣取調書」に従へば、安永南鐮二朱判は一兩目方二十一匁六分となつてゐる)二十二匁で一兩になつてゐる。品位は千分中九七七・五で頗る純良である。従つて歡迎もされたのであらうが、一一の計算は略するが、それでも金との比價は妥當ではない。それに實際の問題は前述したやう

に時の相場で決したのであるから、ここで論ずる必要はない。ただ注意すべきは、江戸の下駄屋甚兵衛は二朱銀を排斥してゐるに拘らず、大坂の町人學者である竹山は頗る便利であり、民情によく合ひ、滞りなく、流通してゐるといつてゐる點である。

「草間直方」三貨圖彙卷十二(寛政五・六年—文化十二年)
「明和九年二月、江戸行人阪ヨリ出火、諸侯屋敷、併民家悉ク類焼ス、此時六京・大阪一時ニ相庭引上ゲ、四五月頃ニハ、凡七十二三匁マデコレアリ、近來聞カザル處ノ高直ナリ、其後追々引下ゲ、又々六十目前後ヲ常トス、然ル處安永年ノ始メ、二朱銀出デ、金ト同様ニ取扱仰セ出サレテヨリ、又々相庭引キ下ゲ、天明八年ノ頃ニハ、五十四五匁ヨリ六匁位ヲ常トス、全ク二朱銀出デ金ト同様ノ取扱ヒ故、世間ニ金多ク相成ル故也」

流石に直方は金の下つたのを單に銀との比價に依つて論ぜず、金の數量も少くとも金の評價をもつ貨幣の數量の増加を以つて判斷してゐる。しかし實際上金一兩を南鐮八枚と替へてゐたのであらうか。もしさうなら金銀比價の變動も亦問題とならう。法令だけをみずに、實際

はどうであつたか。實際の計算はどうやつて決済してゐたのか。商人の勘定は何に依つて計算したのか。又實際の取引に南錄はどのくらゐ流通してゐたのか。

私は當時の論者の上述の議論を讀んでも、又その後の貨幣史などをみても、どうも腑におちない點が多い。議論が矛盾してゐる。甚だしいものになると、同じ貨幣史の中で、二朱銀は民間に歡迎されず流通し得なかつたといひ、すぐ後で竹山の語をひいたと思はれる口調でその便宜にして盛に流通したことを述べてゐる。甚だ迷はざるを得ない。それら當時の論者と雖も、それらを書いた時も所も、又その理由も同一でない。従つてそれらの記述がよし客觀的に間違つてゐなかつたとしても、直ちにこれらを全般的に正しい記述であるといふことは出来な。況んやそこに多分の主觀的記述があるにおいてをや。

たまたま私は江戸の間屋記録のうち、二朱銀に関するいくつかの資料を見出した。そしてその實際の流通について幾分か明かにすることを得た。今以下それらについて紹介を試みんと欲するものである。

二

貸渡之初年を除、翌年より三ヶ年賦之積、勿論家質等ニ不及候間、身元宜敷者共え、吟味之上身元ニ應ツ。貸渡、返納方之儀は、金銀貳朱判、五匁銀取交候とも、又は皆貳朱判或皆銀ニ候ハ、時相場を以勝手次第上納之積申渡、年賦判令之通、年々返納無滞様可被取、計候尤委細之儀、御勘定奉行可被談候」と令した。無利子で貸與することであれば、兩替屋等は別に異儀なく借り受けたことと思はれる。ただ兩替賃について問題を生じてゐたとみえ、翌安永二己年五月に次ぎの如き觸書を出してゐる。

「貳朱判之儀、御年貢金其外諸上納金之内江取交候は勿論、皆貳朱判に而も勝手次第上納可致候、尤世上通用之儀彌以國々迄も金と同様無差滞可致通用候、且兩替切賃之儀は貳朱判兩替屋より賣渡し候節は、引替賃銀兩替屋江受取指出（御觸書天明集成）八三三頁には「兩替屋より差出」とある、同買候節は引替賃銀兩替屋より取可申事之處に（同上には「兩替屋へ請取可申事に候處」とある）、心得違等も有之趣ニ相聞江候間、已來右引替賃銀、時之相場貳朱判壹兩ニ付賣上四分、買上八分迄を限り、格別な相應賣買致間敷候様、兩替屋ともへ申

南錄二朱銀の流通について

南錄二朱銀の發行に關する觸書などは、すでに多くの書に載つてはゐるが、説明の便宜上その全文を掲げて置く。明和九辰年九月の最初の御觸は次ぎの如くである。

「此度通用之ため吹拔候上銀、南錄と唱候銀ヲ以、貳朱之歩判被仰付候間、右歩判ハツヲ以金壹兩之積リ、文字銀並ニ錢共、時之相場通無滞兩替可致事、一右貳朱銀兩替ニ付、切賃之義是又金と同様相心得、取遣り可致事

一貳朱銀包之儀は文字銀と違、於銀座包ニ致候間、其通り相心得可申事

一右南錄貳朱銀之義、金と同様に通用之ため被仰付候間無滞可致通用事

右之趣國々江も可觸知者也」

右の觸書に依つて明かであるやうに、二朱銀は金と同様のものとして發行されたものである。これを流通させる方法として、兩替商その他に無利息で貸付けける手段を採つた。即ち同年十月に勘定奉行に

「此度於銀座吹方被、仰付候南錄貳朱判、當年より來巳年中迄ニ、金高五萬兩分、兩替屋其外身元儲成町人共え、無利足にて御貸付被、仰付候間、返納之儀は、

附候間、其旨可相心得候、以上」

ここに引用した諸觸書は大部分市中商家の當時の控書を原本とした。それはそれが一般庶民の理解したところとみたらであるが、本觸書の如きでは重要な點で誤寫をしてゐる。岩波版の「御觸書天明集成」との比較を上記して置いたが、故意か偶然か、兩替屋が引替賃を負擔する場合が反對となり、しかも曖昧になつてゐる。全體としてこの問題について一般の商家が未だ無關心のやうな印象を與へられる。又全體として流通額も少かつたからでもあらう。しかしこの頃は前述の如く金の價格も高く、一般に南錄銀の良質なことにも氣がつかず、その流通を喜ばなかつたのであらう。従つてその年の暮一發行より一年と二三ヶ月目に、再び流通促進の觸書を出してゐる。

「貳朱判之儀、世上通用之ため南錄銀を以吹方被、仰付、南錄は是迄拾匁ニ付通用銀貳拾五匁替ニ付、其割合を以金と鈞合候目方、貳朱判八にて金壹兩ニ當候に付」

ここに始めて南錄で算出の政府の基準を發表してゐる。即ち南錄銀と通用銀との品質の差から、十に對する二十

五の割合としてゐる。假りに通用銀を文字銀であるとするれば、文字銀は百匁中銀量は四十六匁に過ぎないから、これを南鑄二朱判の九十匁〇七四に比較すると、銀量だけの比例では、十に對する十九・七の割合でなければならぬ。假りに南鑄銀と通用銀との割合をそのまゝ是認し、南鑄銀と金壹兩との比との連比に依つて、金と通用銀との比を求めると、金壹兩について通用銀五十四匁といふ答を得る。これは安永二年頃としては、安きに過ぎる。しかしそれが後年のほど相場に近いことは注意に値する。要するにこの比率は政府がその差益金を得んとしたためであることは明かである。

「金と同様可致通用旨被 仰出候處、貳朱判壹兩ニ付賣上四分、買上八分之引替賃を以取遣之儀、兩替屋共中立候ニ付、共通リ被 仰付候上、猶又過分之歩引等致し、錢之儀も金と同様には賣買不致、通用難澁之趣相聞、候吟味之上急度も可申付處、新規之儀ニ付、世上不遺馴、心得違も可有之ニ付、其沙汰ニ不及候、以來左之通可相心得候」

引替賃を規定通りにしないといふことは、銀を今まで通りその時の相場で賣買してゐたとも考へられる。又新

規のこと故不馴であつたといふことも事實であらう。そこで改めて前年通りのことを再布告したのである。「一最初より金と同様通用可致旨被仰出候上は、其趣を相守、小判兩替之節も、多少ニ不限、小粒ニ取交兩替致シ、切賃之儀も、是迄金之兩替同様たるべく候。然上は、先達て相觸候賣上四分買上八分之引替賃を加候儀は可相止候」

「右之通相心得、以來彌以金と同様無滞可致通用候、若兩替屋共錢屋共ニ不限、通用方難澁致し、貳朱判を以通用銀並錢賣買之相場等を違、金と致差別、歩引を相立、惣て取遣り相滞候趣相聞候は、吟味之上急度處可申付者也」

この法令に依れば、一應流通がうまくいかなかつたことが推測される。又貨幣史などでも、この法令を引用して、その流通のうまくいかなかつた證據としてゐる。それらの例は頗る多いが、少しく現代學者のいふところをみると、辻善之助氏の「田沼時代」には次ぎの如くいつてゐる。

流通したといふやうな事實があつたのであらうか。後の事實はその反對の現象をさへ示してゐるやうに思はれる。安永二三年の頃には二朱銀は市中に出でゐることは出でゐるが、問屋筋の取引などにはあまり影響してゐないやうである。安永三年七月に次ぎのやうな觸書が出てゐる。

「貳朱判之儀、未京大坂へも不行渡、爲替にも難取組、江戸表諸問屋より彼地問屋江拂にも差支候趣相聞ニ候ニ付、猶又貳朱判吹高を相増、月々銀座より大坂御金藏へ差登、於京大坂も通用有之筈ニ候間、諸問屋拂ハ勿論、爲替金等も小判同様ニ無差支、彌無滞様通用可致候」

二朱銀發行後二年ではあるが、問屋などにおいてはその諸拂に殆どこれを使用してゐない。又これを使用することを極力避けてゐたやうである。問屋記録中、南鑄銀使用が問題とされてゐるのは、現在までに管見に入つたところを以つてすれば、安永五年中五月である。二朱銀發行後四年目である。關東地廻り米雜穀問屋と干鰯問屋について、以下その顛末を紹介しよう。

「安永元年に南鑄二朱判といふ物を作出した。是は銀二朱八匁を以て金一兩に充てる。然るに是も其實が悪くて此二朱判百兩とを兩替するのに、二朱の方からして替賃を二十四五匁出さなくちやならぬといふやうな相場である。さう云ふ事の無いやうに、金と同じやうに通用するやうにといふ法令を屢々出したけれ共、是は法令で以て貨幣相場といふものを立てても、實際に行はれるものぢや無い。銀貨の相場が下落して、其結果物價が騰貴した。そして此二朱のみが市場に出で、小判小粒などといふものは跡を隠して皆收貯せらるゝやうになつた」(一七七八頁)。

頗る問題が多い。「其實が悪くて」は「其量が少くて」の誤りか、南鑄は質のよい故の名でさへある。法令はしばしば出たわけではない。「銀貨の相場下落」といふのは二朱判銀の下落の意か、それとも銀相場下落の意味か、前者なら無意味だし、後者なら反對である。金が銀に對して下落したのである。従つて銀は金に對しては高くなつてゐる。物價の騰貴は「其結果」かどうか別に吟味を要する。南鑄銀以外に錢の問題もある。小判小粒が跡を立つたといふのは何時のことか、二朱銀のみが

關東地廻り約雜穀問屋においては、安永五丙申年五月廿日、三組の仲間の者が參會して次ぎのやうな相談をした。

「一貳朱判五ヶ年巳前成年々通用致來り、仲間衆懸方ニハ貳分三分宛是迄請取候得共、仕切ハ一切遣シ不中、銘々及難澁候ニ付」

即ち賣代金として二朱銀を受取り、仕入金としては今まで使用してゐなかつたことを示す。従つて「一朱銀が溜つて困るから、今後又拂ひ方法を變更しようといふので、甚だ簡單の如くにみえるが、それが容易に極らな

「三組度々及相談候得共、彼是落著不致、其後段々懸ヶ方貳朱判彌増、五分六分迄ニ相成候ニ付、亦々三組及相談、兩三度參會ニ而相究リ兼、漸々五月廿日大寄合之上、送ル荷物仕切金へ半分通り差加エ相渡シ申積リニ相極メ申候」

何度かの會合の後、支拂の方にも半分だけ二朱銀を加へることに決したのである。何故こんなことが容易に決定

し得なかつたのか。續いて次ぎの如きことを述べてゐるので、問題が單純でないことを知り得るのである。

「尤仕切表ニ而時之相場を以半分通り之銀打賃引取、皆金渡し之積リニして相渡し可中、尤銀御入用之方へハ銀相渡シ、打賃別段ニ相渡し可申候」

二朱銀八枚を以つて金壹兩として、計算するのでは勿論ない。その時の相場に應じて歩合を取る。だから現實には金で拂ふが、半額だけは二歩銀を金に兩替して渡し、それだけ兩替賃を取るといふのである。必ずしも二朱銀が手許にたまつて困るといふわけではないらしい。勿論これは前掲安永二年十二月の法令には違反する。どれだけ兩替賃をとつたかは後に大體定めてゐる。これらのことを本來なら店頭に張紙を出すべきであるが、

「一張紙ニ銀員數相記し不申譯ハ、仲買衆張紙員數目ニカゝり候而は、荷主方へも銀半分ツ、も參り候得は、七分八分或ハ皆銀ニ而懸方相渡し候共不苦と被得候而は、此上彌増迷惑ニ可相成と、態々員數相記シ不申候」

仲買が問屋に一層多く二朱銀で拂ふやうになることを恐れて、公示することを差控えたのである。この點につい

てはさらに用意周到である。

「一右荷主方へ銀差加エ候事、此度相極リ候事ニ御座候得は、仲買衆方へ相聞へ彌増候事も可有之歟と、三組行司衆、仲買大行司方へ御廻り、是迄懸方ハ銀請取候得共、一切へハ一切相加エ不申候而、殊之外難儀、依之此度相談之上、任切へも少々ツ、差加エ申積リニ御座候、各方思召違等ニ而、此上懸方銀増候而は難儀ニ候間相増不申様ニ御氣付られ被下度頼候所、承知ニ御座候」

これに依つてみれば、明かに二朱銀を受取るのは好ましくないのであるが、支拂に際して金に兩替して渡す場合にはある程度の利益を得られたものとみられる。それならばその打賃はどのくらいであつたか。

「一右相極リ、打賃之儀ニ百兩ニ付、當時相庭五拾匁と相極メ、六月朔日分切へ乗せ申積リ」

百兩につき五十匁は、全揚の辻博士の百兩につき二十四五匁といふのに對しては倍額である。但し今この銀を通用銀として計算する。假りに南鑛銀十、通用銀二十五の割合とすれば、金百兩に對し、南鑛銀百壹兩に相當する。勿論これは時の相場に依つて變る。

「一打賃高下之節ハ錢相庭同様、其月々行司衆々廻狀を以可被相觸相極メ也」

かく決定した地廻り米雜穀問屋では一方店舖に、
「一南鑛銀通用手廣ク相成、縣ヶ集方南鑛銀多罷成候ニ付、族人方送り荷物任切金内江差加へ相渡し可中段、組合相談之上、一統に相究申候、以上」

中六月

三組問屋中

と張出すと共に、荷主に對しては左の如き書狀を發した。

「一筆啓上仕候、甚暑に御座候得共、先頭各様彌御堅勝可被成御座候、珍重ニ奉存候、當方無異儀罷在候、乍慮外内御安心可被下候」

先達而々式朱判通用被爲、仰付、一統取引致候得共、御地仕切金ニハ是迄相加エ不申候所、此節遣ニ出申通川用廣ク相成、依之數もの仕切金百兩に貳朱判五拾兩之割合を以相加、相渡し申候間、左様御承知可被下候、先者右甲上度如斯に御座候、恐々謹言」

その何處にも金拂ひのことは記してないが、恐らく別紙又は口上を以つて申添へたのであらう。このことは次記の干觸問屋の例において一層明瞭になる。

四

同じく安永五年申年の五月に大坂干鬮問屋から、江戸の銚子場・永代町、兩場干鬮問屋宛に次ぎのやうな通知状が来た。

「一筆啓上候、向暑に趣候所、各様彌御安康可被成御入、珍重奉存候、此方無異儀罷有候、乍憚御安意可被下候、然者昨年々金百兩之内貳朱銀貳割半差、通用被仰付候ニ付、一統取引いたし申候、依之御地買代金並賣切金、右通用ヲ以、向後差下し申度候、兼而左様御承知可被成下候(以下略)。

これに依つてみると、大坂では町奉行あたりからでも、金百兩につき貳朱銀貳割半差入れて勘定決済せよと命ぜられたかのやうにみえる。何れにしてもこの通知を受取つた江戸の干鬮問屋では直ちに六月十一日に仲間參會の上相談した。その結果大坂問屋ばかりでなく、仲間請拂も、濱方の仕切金もすべて二朱銀を三分加へることに決定した。大坂からは二割半即ち二分五厘差といつて来たのに對し、これを承知し、他を三分差としたのは、その以前去年冬以後、市中の魚油屋との取引においてすでに

三分だけ二朱銀を入ねることを承知してゐたからである。従つて大坂への返事は「今以濱方仕切金ニも遣シ不申候ニ付、此度仲間相談之上、發後大金右割合にて差遣申積り」つき發後の買代金及つ賣仕切金から右のやうに二割半二朱銀決済といふことにして欲しいと答へた。他方房州・上總・下總・常陸・南部・仙臺筋の各取引先村々へ次ぎの如き書状を發した。

「一筆啓上仕候、先以甚暑ニ御座候得とも。各様御揃、彌御堅勝可被成御座、珍重内儀御奉存候、當方私ども無量儀罷有候。

一先達而々貳朱通用被爲 仰付、一統ニ取引仕候得とも、是迄濱方江相渡し不申候所ニ、追々出増候ニ付、發後々諸國仕切金百兩ニ貳朱判三拾兩宛之割合ヲ以相渡し申候、尤此後貳朱判出方多少ニより増減可仕候、兼而左様ニ御承知可被成下候、先右之段申上度、態々飛脚ヲ以如斯ニ御座候、恐惶謹言」

申六月廿日

兩場干鬮問屋中

何村廻商人衆中様

南部・仙臺の遠隔の地には、それぞれ幸便に託したが、近村へは飛脚を以つて通達した。數ヶ村一紙にした

ところもあるが、書狀數は二百二十本ばかりと記してゐる。この書面には別に金銀兩替について何事も述べてゐないが、その後には飛脚口上覺といふのに、次ぎの如く記してゐる。

「一貳朱判通用之儀濱、方御不勝手ニも可有御座候間、當地において兩替致、小判ニ而濱方へ内渡し可申旨御挨拶可致事」

これに依つてみれば、地廻り米雜穀問屋の場合と同様に、必ずしも二朱銀を支拂ひに渡さなければならぬといふほど、二朱銀が多くなつたわけでもなく、又全然小判がなくなつてしまつたわけでもないことは明かである。その仕切法書の例として次ぎの如き計算法を示してゐる。

「醫バ、一千兩 三百依 代金兩也

- 一 壹兩三分ト貳匁 口錢
- 一 三兩貳分也 船ちん
- 一 壹分と壹匁九分貳厘 貳朱判兩替ちん
- 一 金九拾四兩壹分ト拾匁八分
- 壹分切ちん 八百卅九文

南銀二朱銀の流通について

右之通仕切金運賃とも、親金斗り貳朱判三分差、當時相庭六拾匁割ヲ以如此、但相庭高下次第、行司々廻狀を以相究可申事」

序でにその他の規定を記して置く。

「一荷物爲替金・仕入金とも皆金ニ而相渡シ可申事、尤貳朱判差ニ而請取申度と申仁、時之相庭を以入用兩替致進可申事、但シ留仕切ハ切賃なし、

一仲間取引貳朱判三分差、但シ皆金ニ而相渡シ候ハ、仕切兩替相庭ニ打賃取引可致事」

右の計算は恐らく二朱判百兩について切賃六拾匁の相場の時、百兩の仕切に際し、三分、即ち三拾兩を二朱判とし、その金との兩替賃一分ト一匁九分二厘を口錢や舟賃と共に天引するものと解してよからう。従つて百兩の仕切りに金九拾四兩壹分ト拾匁八分支拂へばよいことになる。(銀の勘定は少し切上げてあるやうだ。又「壹分切ちん代八百卅九文」の意味ははつ切りし得ない。要するその差益は問屋の利得となつたのであらう。従つて問屋の二朱銀差加へは、主としてかうした差益獲得を目的としたのに過ぎないのであらう。なほ同じ六月十七日にこのことに關して兩場干鬮問屋仲の問同士取替した證文が

ある少しく重復するが、次ぎに掲げて置く。

「取爲替一札之事」

- 一 濱方賣仕切金來ル七月十七日市金百兩ニ仁判三拾兩差、但シ少判・羽銀ニ不構、親金斗リ
- 一 仕切仕法仁朱判引替賃、差引之内江入可申事
- 一 荷物爲替金仕入金とも皆金、但シ仁朱判望ミ之仁ハ時之相場ヲ以、兩替致シ遣シ可事
- 一 濱方運賃は仕切尻同様、仲間請拂濱方同様
- 一 地廻リ筋賣代金仁朱判金百兩ニ付、三分迄ハ請取可申事、但シ其金持參致候ハ、其時之相庭を以、打賃請取可申事
- 一 上方筋賣代金大坂表仁朱判貳分五厘差、連狀ヲ以申來候、承知、依而共外ハ右同様、右之通兩場相談之上相究申候、若右相談ニもれ候仁有之候ハ、早速仲間及相談可申事、取爲替證文依而如件

安永五年申六月十七日

兩場干鬮問屋貳拾貳軒

(名稱略)

以上の記述だけではなほ明瞭でない點がある。即ち第五の條項をみると、百兩のうち三分。三拾兩まで二朱銀

で受取るとあるのは、二朱銀を二朱金と同様に計算するものと解さなければならぬ。さもなければそれ以上持参した時に、打賃をとるといふ但書が意味をなさぬ。又第二の二朱判支拂を希望する者には時の相場で兩替してやるといふのは、金貨支拂の分を指すので、二朱判支拂の分のものを意味しないのであらう。例へば前掲の百兩支拂に對し、全部二朱判支拂を希望するならば、三十兩分は二朱判で三十兩、残り七十兩分に對しては、時の相場に依つて、七十兩かを二朱銀で支拂つてやるといふ意味であらう。

何れにしても甚だ複雑な計算になるが、この結果は多少とも物價騰貴の原因となり得る。前述の如くこの時の物價騰貴には他の理由もあるが、二朱銀を計算に入れることに依つて、價格は常に二朱銀計算に依る金の評價を以つて表示されるからである。かつもし二朱銀の通用が便利として歡迎されるやうになればそれだけ、金の價格は二朱銀に近づき下落することになる。三井高維氏編纂の「兩替年代記」に南鑛二朱判について、

「此貳朱判、初は人々嫌しか共、後々は大一通用辨利す」(原稿三一二頁)

といつてゐるやうに、當時の論者の非難にも拘らず、大いに流行したものと解してよからう。たゞ問屋・商人・仲間から庶民に至るまで、最初のうちは從來の慣習に反して金銀を同一稱呼を以つて混用することを喜ばなかつたに過ぎない。

二朱銀は便利であつた。しかし當時貨幣制度が品位量目何れの點においても混亂の極に達してゐたから、金貨でも、銀貨でも、單に枚數に依つて取引することが危険であり、何れも吟味實測する傾向が強くなつてゐた。故に實際取引においては、簡單に二朱銀八枚を以つて金壹兩と交換することなく、金銀のその時の相場に従つて交換してゐたとみられ得る。故に單純に惡貨は良貨を驅逐すとして、二朱銀流通が小判を市場からなくなしてしまつたといふことは出來ない。現に安永五年においては未だ金支拂を原則としてゐるくらゐである。その後寛政にも、文政にも新二朱銀を鑄造してゐるが、ここでは安永二朱銀流通の問題だけに止めて置く。

(昭和二十二年二月一日稿)